(質問の 四)

2 弁 第 匹 号

内閣衆質九四第四号

昭和五十六年一月十三日

国 務 大 臣 内閣総理大臣臨時代理

图 務 大 臣 中 曾 根 康

弘

衆議院議長福田一殿

け IJ 衆 議院 る 力 合衆国 合衆国との 議員瀨長亀次郎君提出沖繩 軍 隊 間 \mathcal{O} 地 0 位 相互 に 関 協 でする協・ 力及び安全保障 定の実施 における公用地等の に伴う土地等の使用等に関する特別措 条約第六条に基 暫定使用に関する法律及び づく施設及び 区域 並 び 置法 に 日本国とアメ 日 に 本 関する 玉 に お

質問に対し、別紙答弁書を送付する。

_.

衆議 院 議 |負瀬| 長 亀次郎 君 提出 沖 . 繩 における公用 地等 \dot{O} 暫定 使用に関する法律及び 日

本 国とアメリカ合衆国との間 の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び

区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の 使

用等に関する特別措置法に関する質問に対する答弁書

一及び二について

日 本 国とアメリカ 合 衆国との 間 0 相 . 互 協. 力及び安全保障 · 条約 第六条に基づく施 設 及び 区 |域並

び に 日 本 玉 に お け る合 衆 玉 軍 隊 \mathcal{O} 地 位 に 関 す る 協 定 0) 実 施 に 伴う 土 地 等 0 使 用 等 に 関 す る 特 別

措置 法 (以 下 駐 留 軍 用 地 特 措 法 という。) 第 匹 「 条 の 規定に ょ り 申 請 書 12 添 付すべき意見 書 を得 る

た

め

0

意

見照会に当たつて

は、

使用しようとする土地

が

駐

留

軍

0)

用

に供すべきも

ので

あ

るこ

と 当該土地 の所在、 地目及び数量並びに当該土地の使用 \mathcal{O} 目的及び使用 の方法を明示するこ

ととしている。

また、 既に意 見照会をした意 見 書 \mathcal{O} 提 出期間 につい て は、 従来 0 例 を勘案し適切であると判

断しており、この期間を延長するつもりはない。

三について

沖繩 における公用地等の暫定使用に関する法律を適用してい る自衛隊 用地については、 御質

問 に お \ \ て引用されている政 府 委員 0 答 弁 のとおり処置 して まいりたいと考えてい る。 先 の内

閣 衆質 九三第一 五号 (昭 和五 十五年十二月五日) の答弁書 (以下「先の答弁書」という。) の一につ

いての答弁は、この趣旨に基づいてしたものである。

四の1について

次のとおりである。

那覇港湾施設	キャンプ瑞慶覧	嘉手納飛行場	トリイ通信施設	嘉手納弾薬庫地区	(施設及び区域名)
二件	十一件	二十四件	十五件	十七件	(件数)
約二百平方メートル	約一万七千八百平方メートル	約八万六千平方メートル	約四万六百平方メートル	約五万百平方メートル	(面 積)
二人	十七人	二十五人	十五人	二十六人	(所有者人数)

那 覇 防 衛 施 設局長に は 位 置 境 界を決定する権 限 は な 先の 答弁 書 の二について に お **(**) て

兀

0

2及び五について

位 置 境界 明 確 化 作業を通じ、 現 地 に お **,** \ て 特定できる状態になつている」と答弁し た \mathcal{O} は、 位

つているということを述べたものである。

置境

界明

確

化作業を通じ、

当該土地について

駐留

軍

用地特措法による手続を進

め得

る状態にな

六について

境 界 争 7 \mathcal{O} あ る土 地 であ つて ŧ, 起業者 が、、 **\ わ ゆ Ź 公図、 当 該 土 地 0) 周 井 \mathcal{O} 土 地 所 有 者 B

古老 \mathcal{O} 証 言等を参考にして、 土地 所 有者を確定できる場合にはその氏名を、 確 定 で きな **\ 場合

ることは可能である。

には

「土地所有者不明

(甲又は乙)」と、

土地調書に記載することにより土地収用法の手続を進

8)

収 用 すべ き土: 地 \mathcal{O} 区域 内に境界争 い が ある場合に収用した例としては、二級 河 ||酒 匂 Щ 水系

河 内 |||三保 ダ ム 建 設 工 事 及 び 道 路付替 部改築) 工事 12 関 して、 神 奈 |||県 足 柄 上 郡 Щ 北 町 世 附

字 上 Ш . 所 在 0) 土 地 に つい て、 神 奈 Ш 県収 用 委員 会が行 つ た昭和 五. 十二年十二月三日 付 け 五. +

二収第一号収用裁決等があることを承知している。

七について

先の答弁書の一についてにおいて答弁したとおりである。